



芦福祉第1198号  
平成28年1月22日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様  
芦屋市監査委員 森 しずか 様

芦屋市長 山中 健



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成28年1月15日付け芦監報第15号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、福祉部において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【福祉部 社会福祉課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 国庫支出金等については、交付決定通知書の收受日が調定日となるが、請求書の提出日を調定日としているもの、また、福祉医療の診療報酬返還金の調定日は請求した日となるが、文書の收受日としていたのが見受けられたので改められたい。</p> <p>(2) 芦屋市事務分掌規則では、社会福祉課が友愛基金、長寿社会福祉基金、ボランティア基金及び西田房子福祉基金に関する事務を所掌するとなっているが、実際には地域福祉課が4つの基金のうちボランティア基金及び西田房子福祉基金に関する事務を執行している。両課においては関係課とも協議の上、規則改正も含めて事務の整合性を図られたい。</p>	<p>(1) 国庫支出金等についての調定日は交付決定通知書の收受日とし、福祉医療の診療報酬返還金の調定日は請求した日に改めます。</p> <p>(2) 地域福祉課との協議の結果、ボランティア基金及び西田房子福祉基金の事務処理については、芦屋市事務分掌規則のとおり、社会福祉課が事務処理を行います。</p>

監査結果報告に対する措置について

【福祉部 地域福祉課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) ボランティア基金及び西田房子福祉基金について、地域福祉課が事務処理を行っている。しかし、芦屋市事務分掌規則では社会福祉課の所掌事務となっていることから、両課においては関係課とも協議の上、規則改正も含めて事務の整合性を図られたい。</p>	<p>(1) 社会福祉課との協議の結果、ボランティア基金及び西田房子福祉基金の事務処理については、芦屋市事務分掌規則のとおり、社会福祉課が事務処理を行います。</p>

監査結果報告に対する措置について

【福祉部 福祉センター】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 福祉センター目的外使用料について、使用許可の指令書には「納入通知書により、指定日までに納入すること」とあるが、納入通知書に納入期限の記載がないため、芦屋市財務会計規則第29条第2項に基づいて明記するよう改められたい。</p> <p>(2) メンタルサポートセンター室使用料について、毎月調定をしているが、「建物賃貸借契約書」を一年契約で交わしているため、契約日4月1日に一年分の調定をするよう改められたい。また、契約書に支払方法（月払・年払い）の記載がされておらず、納期も「納入通知書の指定日」とあるが納入通知書に納入期限の記載がないため芦屋市財務会計規則第29条第2項に基づいて明記するよう改められたい。</p>	<p>(1) 福祉センター目的外使用料について、次年度より納入通知書に納入期限を明記するよう改めます。</p> <p>(2) メンタルサポートセンター室使用料について、次回契約時から、契約書に支払方法を記載し、契約日4月1日に一年分の調定をするよう改めます。また、今後は、納入通知書についても納入期限の記載をするよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【福祉部 生活援護課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 県支出金の生活保護費負担金について、第1回目の負担金の交付日で調定しているが、補助金交付決定の通知文書の收受日が調定日となるので、その日を調定日とするよう改められたい。</p> <p>(2) 文書管理システムにおいて、收受供覧・起案文書に新たに文書番号を設定せず、「受」のまま起案・供覧している文書が散見されたので文書取扱規程第37条に基づいて適正に処理されたい。</p>	<p>(1) 生活保護費国庫負担金及び県費負担金について、交付決定通知文書收受日を調定日とします。</p> <p>(2) 收受登録等の手続について、文書取扱規程に基づいた適正な事務処理を行います。</p>

監査結果報告に対する措置について

【福祉部 障害福祉課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 文書管理システムにおいて、收受供覧・起案文書に新たに文書番号を設定せず、「受」のまま起案・供覧している文書が散見されたので文書取扱規程第37条に基づいて適正に処理されたい。</p>	<p>(1) 文書管理システムにおいて、收受起案・收受供覧を行う際には新たな文書番号を取得するよう徹底します。</p>

監査結果報告に対する措置について

【福祉部 高齢介護課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 国・県支出金で低所得者保険料軽減負担金があるが、交付決定通知書の收受日が調定日となる。しかしながら、交付決定通知書に收受日付印の押印がなく、文書管理システムによる收受処理もされていないため調定日が特定できない。今後、文書の收受に関しては、文書取扱規程第23条に基づく收受処理を行うよう改められたい。また、介護保険に関する文書についても介護給付費などで同様の事案が散見されることから再度、文書管理システムに基づいた收受処理を周知するよう徹底されたい。</p>	<p>(1) 文書を收受した際には、文書取扱規程に基づいた收受処理を行うよう改めます。</p>
<p>(2) 介護保険料の納付について、庁舎外において納付してもらう場合は複写式の領収書(簿冊)で収納することになっている。この複写式の領収書(簿冊)は50番単位で綴られており、簿冊で管理すべきものであるが、切り取られて収納済通知書の綴りに綴じられていたため、簿冊には書き損じの領収書が付いているだけであった。事故に繋がる恐れもあることから、今後は簿冊単位で領収書の控えを保管するよう改められたい。</p>	<p>(2) 介護保険料の納付について、庁舎外で保険料を収納する際は、複写式の領収書(簿冊)に領収書の控えを残すよう改めるとともに、委託業者にも周知を徹底します。</p>



芦上下第 1419 号

平成 28 年 1 月 20 日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 森 しずか 様

芦屋市長 山 中 健



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 1 月 15 日付け芦屋監報第 15 号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、上下水道部において別紙のとおり措置を講じました。

以 上



監査結果報告に対する措置について

【下水道課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 県支出金の下水道事業補助金について、補助金の請求の日で調定しているが、補助金交付決定の通知文書の收受日が調定日となるので、その日を調定日とするよう改められたい。</p> <p>(2) 文書管理システムにおいて、收受供覧文書に新たに文書番号を設定せず、「受」のまま供覧している文書が散見されたので文書取扱規程第37条に基づいて適正に処理されたい。</p>	<p>(1) 県支出金の下水道事業補助金について、補助金交付決定の通知文書の收受日を調定日とするよう改めます。</p> <p>(2) 收受起案の際には文書番号を新たに取得し、文書管理システムの処理手順に従って適正に行うよう周知徹底しました。 また、本年度の保存済みの收受起案文書の中で文書番号が取得されていないものについては、新たな文書番号を取得するよう修正しました。</p>



芦 選 管 第 5 2 8 号

平 成 2 8 年 1 月 2 1 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 森 しずか 様

芦屋市選挙管理委員会委員長 千 葉 孝 子



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成28年1月15日付け芦監報第15号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、選挙管理委員会において別紙のとおり措置を講じました。

以 上

監査結果報告に対する措置について

【選挙管理委員会事務局】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 到達文書の收受処理について、收受日付印を押印していない文書が散見されたので、文書取扱規程第23条に基づいて適正に処理されたい。また、文書管理システムにおいて、收受供覧・起案文書に新たに文書番号を設定せず、「受」のまま起案・供覧している文書が散見されたので同規程第37条に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>(1) 到達文書の收受処理について、文書取扱規程に基づき適正に処理します。</p> <p>また、文書管理システムにおいて、收受供覧・起案文書を作成する際には、文書番号が重複することのないよう、文書取扱規程に基づき適正に処理します。</p> <p>なお、今年度の收受文書で「受」の設定のまま供覧・起案した文書については、新たな文書番号に修正しました。</p>